

## 島根県災害支援ナース派遣実施要領

令和7年3月25日

### 1 本要領の位置づけ

「島根県における災害支援ナースの派遣に関する協定」（以下「協定」という。）に基づく災害支援ナースの派遣は、「災害支援ナース活動要領」「日本看護協会 災害支援ナース派遣調整マニュアル」のほか、本要領に則って実施することとする。

### 2 協定締結施設・派遣可能な災害支援ナースのリストの整備

島根県（以下「県」という。）は、次の手順により協定締結施設・派遣可能な災害支援ナースのリストを別紙1のとおり整備し、公益社団法人島根県看護協会（以下「県看護協会」という。）に提供する。

- (1) 県は県看護協会から、養成研修を修了し災害支援ナースに登録された看護師の名簿の提供を受ける。
- (2) 県は、災害支援ナースが所属し、かつ協定を締結していない施設に対し、協定締結の意向を確認する。
- (3) 県は協定を締結後、別紙1のリストを更新し、県看護協会に提供する。
- (4) 災害支援ナースが登録更新を行った場合や、所属施設など登録内容に変更があった場合は、県はリストを更新し、県看護協会に提供する。

### 3 派遣調整

県は、保健医療福祉調整本部において災害支援ナースの派遣の必要性を検討し、派遣を決定した場合には次の手順により派遣調整を行う。なお、厚生労働省から他の都道府県への派遣要請があった場合もこれに準ずる。

- (1) 県は、保健医療福祉調整本部の総合調整に基づき、活動地域、活動場所（集合場所）、派遣人数、活動期間、活動内容などを決定する。
- (2) 県は、県看護協会と連携し、活動地域や活動内容を踏まえ、派遣に適した災害支援ナースが所属する協定締結施設に派遣の可否を確認し、派遣する災害支援ナースを調整する。調整にあたっては、参考様式①（災害支援ナース活動場所情報）を活用する。  
なお、「感染症法に基づく医療措置協定」に基づいて派遣する場合は、各医療機関が医療措置協定で定める災害支援ナース派遣可能人数を上限とする。
- (3) 県は、必要に応じ、派遣調整業務を県看護協会に委託することができる。
- (4) 県又は県から委託を受けた県看護協会は、調整結果に基づき、参考様式②（派遣シフト表）を作成する。
- (5) 県は、調整結果に基づき、協定締結施設に災害支援ナースの派遣を要請する。要請にあたっては、参考様式①、②により、必要な情報を提供する。

#### 4 災害支援ナースの活動

- (1) 災害支援ナースは「災害支援ナース活動要領」「日本看護協会 災害支援ナース派遣調整マニュアル」に則って活動を行う。
- (2) 活動終了後、派遣元の協定締結施設は速やかに活動記録報告書（様式第1号）を提出する。

#### 5 平時からの体制構築

県、県看護協会及び協定締結施設は、平時から連携し、研修や訓練の実施により災害支援ナースの資質の向上及び円滑な派遣体制の構築に努める。

## 協定締結施設リスト

## 派遣可能な災害支援ナースリスト

年 月 日現在

施設名	氏名	登録日	更新期限

(参考) 協定締結施設以外に所属する災害支援ナース

年 月 目現在

施設名	氏名	登録日	更新期限

参考様式①

## 災害支援ナース活動場所情報

活動場所NO	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
活動場所	施設名						
	責任者						
	住所						
	電話番号						
	支援期間						
	人数						
現地で連絡 を 取る相手	施設名(所属)						
	担当者						
	住所						
	電話番号						
交通ルート ※最も近いターミナル駅や空港 から活動場所への利用可能な ルート							
ライフライ ン	電気						
	ガス						
	水道						
	その他						
災害支援 ナースへの 支援環境	寝具提供						
	食事提供						
	保清方法						
	その他						
その他							

参考様式②

## 災害支援ナース派遣シフト表

活動場所

※派遣期間には移動日を含みます。

様式第1号

災害支援ナース活動記録報告書

年　月　日

島根県知事　　様

協定締結施設の長

災害支援ナースの派遣について

下記のとおり災害支援ナースを派遣しましたので報告します。

報告者	
派遣年月日	年　月　日（　）～　年　月　日（　）
時間経過	派遣要請時刻 派遣時刻 現地到着時刻 退場時刻 帰院時刻
派遣場所	
災害・新興感染症の概要	
要請内容	
活動内容	
派遣災害支援ナース氏名	
特記事項	